

各位

弊社グループ子会社 株式会社マックス 薬事法に基づく行政処分について

弊社子会社である株式会社マックス（本社：新潟県新潟市）は、既にお知らせいたしておりました通り、健康食品である「NONI 原液ノニジュース」の販売に際し、チラシおよび掲示物において薬事法第68条（未承認の医薬品の広告）等の規定に違反する行為があったとして略式命令を受けており、それに伴い、株式会社マックスは本日（平成20年12月5日）、新潟市保健所及び新潟県の管轄保健所から、薬事法第75条第1項の規定に基づいて、下記の通り行政処分を受けました。

本件に関しましては、お客様ならびに関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は、薬事法遵守の更なる徹底を継続的に実施し、二度とかかる事態を起こさない決意で、グループ役員・全従業員を挙げて、信頼回復に努めてまいる所存であります。

尚、株式会社マックスの関係者に関しては既に厳正なる社内処分をおこなっております。弊社におきましては、本日の株式会社マックスへの行政処分を受け、厳正なる社内処分を検討いたします。

記

1. 株式会社マックスの行政処分について

- ・薬種商販売業、薬局、医薬品一般販売業における医薬品のみの販売に関する業務停止8日間（平成20年12月9日（火）～12月16日（火））

- ・該当店舗：17店舗

ドラッグマックス大学前店、ドラッグマックス空港通店、ドラッグマックス見附店、ドラッグマックス中条店、ドラッグマックス五泉店、ドラッグマックス新発田豊町店、ドラッグマックス亀田店、ドラッグマックス水原店、ドラッグマックス山二ツ店、ドラッグマックス真砂店、ドラッグマックス小針店、ドラッグマックス新発田本町店、ドラッグマックス白山駅前店、ドラッグマックス山木戸店、ドラッグマックス西湊町通店、ドラッグマックス近江店、ドラッグマックス白根店

2. グループ会社概要

商号：株式会社マックス

本社所在地：新潟県新潟市中央とやの215番8

代表者名：代表取締役社長 井浦 康晴

3. 業績に与える影響

本件に伴う弊社連結業績に与える影響は軽微であります。

以上